2021年　9月市議会　一般質問　まとめ　　太田

皆さんおはようございます。日本共産党太田とおるです。通告に従いまして、一般質問を行います。

　〇　最初に、新型コロナ対策についてです。

　4回目の緊急事態宣言も出され、当初9月12日までとされていましたが、再延長も検討される状況となってきています。感染者はどんどんと広がり、自宅療養中に亡くなる人が残念ながら増えてきています。今回の補正予算では、自宅療養中の患者さんに対する、寝屋川市独自の往診・オンライン診療の体制づくりを評価しています。正確な情報をできるだけ市民へ公開することが市民の不安の払しょくへコロナ対策に取り込む力となると考えます。市の見解をお示しください。

次にワクチン接種についてです。

多くの市民、通勤・通学している市民から早くワクチンを打ちたいとの声が多く寄せられます。現在、寝屋川市では9月24日には、12歳以上の市民へワクチンの予約ができるようにハガキの発送をするとホームページで明らかにしていますが、この間のワクチンの供給量と今後の供給見込についてお示しください。

また、接種率が当初予測より高くなってきていると思いますが、12歳以上のワクチン接種可能な市民の人口が何人で、人口に見合った、ワクチンの供給の時期についてもお示しください。

次に順次、12歳の誕生日を迎える児童については、どのような対応となるのかお示しください。

全国で妊婦さんへの優先接種が取り組まれ始めました。寝屋川市もいち早く取り組んでいただき評価しています。この間、寝屋川市では市独自でのワクチン接種の順番を作り運用してきました。この間の評価と今後の見直しについてお示しください。

この間、多くの医師や薬剤師、看護師などの医療従事者の皆さんへワクチン接種への協力をお願いしています。そこで働いている人へ、正当な報酬が支払われているでしょうか、6月議会の資料では看護師で平日4200円の時給と示されていましたが、派遣されている看護師さんのお話を伺うとその半分の時給も貰っていないとのことでした。その看護師さんは、コロナの緊急事態の最中だから寝屋川市のワクチン接種に協力したいと思い参加したと話してくれました。ワクチン接種をするためにいろいろな形で人の募集をかけているとは思いますが、できるだけ現場で働いている人に不公平感のでないようにしていただきたいと思いますが、市の見解をお示しください。

次にPCR検査についてです。この間、いつでもどこでも無料で何回でも行うことができるＰＣＲ検査を求めてきました。今回、市民の自主的なPCR検査への補助金事業は高く評価しています。しかし広島県ではドラッグストアでのPCR検査などより受けやすい体制づくりが行われています。寝屋川でも更なる制度の改善、体制づくりを求めます。市の見解をお示しください。

また、この間感染が拡大していく中で多くのPCR検査が行われていますが、寝屋川市が行っている検査の総数、陽性率などの公表を求めますが、市の見解をお示しください。

緊急事態宣言のもと、夏休み明けの8月23日から27日まで小中学校は休校となり、オンライン授業が行われました。また、8月30日から9月6日までは分散登校となりました。コロナの感染拡大の中での緊急の判断であったと思いますが、どのような会議で検討・決定されてどのように学校・保護者・関係者へ連絡がされたのか、ぎりぎりの判断だったとは思いますが、学校現場の準備、学童保育での準備、そして何より保護者の対応のためにはもう少し早い判断があってもよかったのではないかというのが率直な感想です。今後の対応も含めて市の見解をお示しください。

また、8月27日までのオンライン授業、分散登校の9月6日までは学童保育で子どもが過ごすことができて、そしてそこでオンライン授業へ参加することもできることになっています。多くの子どもがオンライン授業に参加することになるのでヘッドホン・イヤホンが必要でしたが、一部間に合わない場面もあったようです。

そして、本来なら昼からの勤務時間となる指導員の先生方にも午前中からの仕事をお願いすることになっています。そこでお聞ききします。学童保育と学校の協力はうまくできているのか。また、指導員の研修などオンライン授業を学童保育で受けることについての準備はできていたのか。吹田などでは災害時対応ということで学童指導員へ割増賃金が支払われたように聞いています。この間のコロナ対応で頑張っている職員へ災害時対応としての処遇改善を求めます。市の見解をお示しください。

　公務員が感染することで行政サービスが停止するなど、ひどい場合にはごみ収集が一部停止したなどの報道もあります。現在、感染拡大している中で職員の感染で行政サービスが停止したことはないのか、また、感染を防ぐために公務サービス維持のためのワクチン接種の優先など検討をしていることはあるのか。市の見解をお示しください。

　また、デルタ株になって感染力が増しているといわれているなかで、市として市民に対して新たに感染対策としてお願いをしていることはあるのか。市の見解をお示しください。

　そして、生活支援として情報収集手段としてのネット環境支援も大切になってきています。多くの自治体でホームページを使った情報提供がメインとなり、日常生活においても情報取集や様々な行政サービスの申請にもオンラインが当たり前のように活用されています。

　新型コロナ対策として、ネット環境のない市民への対策が必要と考えますが、市の見解をお示しください。

〇　次に国民健康保険についてです。

　新型コロナ対策として国保料の減免制度が設けられています。6月議会ではその対象の拡大を求めましたが、現時点での国保料のコロナ減免の申込数と実施数、昨年度の数字と比較をしてお示しください。

　そして、コロナ減免の対象とならなかった人については市の独自減免の対象とすることをもとめました。現時点での市の独自減免の申請数と減免数を昨年の実績と比較してお答えください。

　また、国保の傷病手当がコロナにより初めて実現しました。現時点までの申込数と給付数を併せてお答えください。また、感染が拡大しているなかで利用者はこれから増加することが予想されますので、更なる周知をすることを求めます。市の見解をお示しください。

　国保が道府県単位化されてすでに3年目、寝屋川市には大阪府から国民健康保険事業費納付金が示されその金額を収めることで財政的には責任を果たしたことになり、保険給付はすべてまかなわれます。ただしここで大きな問題が起こっています。それは、大阪府が示す事業費納付金の元となる予測が大きく現実と乖離していることです。

先日行われた国民健康保険運営協議会でのやり取りでは、最終的に府の予測と現実では約2500名の国保加入者が小さく見積もられ、最終的に約3億3千万円市民から集められた国保料が多くなり、黒字の要因となったことが示されました。黒字が出ているうちはまだいいのですが、この大阪府の予測が逆に出た場合には大きな赤字となって出てしまいます。そこでお聞きします。大阪府が示す事業費納付金についてその金額の妥当性について市として検証をすることはできるのか。また、元となる数字が大きく間違っていた場合次年度に清算をすることは可能か。市の見解をお示しください。

　また、今まで寝屋川市においては大阪府に示された事業費納付金よりも多く保険料を徴収することができたので問題となってきていないが、他市において府の示す事業費納付金より低い保険料の徴収となった自治体は出ていないのか。また、出た場合にはどのように対処をしているのか。市として調査しているのかお示しください。

　6年間の激変緩和期間が終えると大阪府においては統一保険料となるよう検討されていますが、現時点ではまだ半数の自治体も統一保険料に移行していません。最終的に一つの自治体でも統一保険料と違う国保料となれば法的な根拠のない府内統一国保料は崩れるのではないでしょうか。現時点では寝屋川市は府内統一保険料に向けて行動していることはこの間の答弁で理解していますが、市民生活を考えた時に、大阪府の府内統一保険料が崩れた場合の検討も行っておくべきと考えます。寝屋川市が考える府内統一保険料のメリットは何ですか。府内統一保険料となる法的根拠があると考えていますか。市の見解をお示しください。

　次に国保運営における黒字についてです。国保の都道府県単位化が実施されてから国保会計の黒字は次年度の保険料軽減に使うことはできません。その上、大阪府からの事業費納付金が正しく付加されれば赤字になることも理論上は無くなり、黒字は積みあがるだけになります。

事業費納付金を収めた後、各自治体には自治体の頑張りに応じた交付金がありこれは黒字財源となります。

　現時点では寝屋川市は統一保険料より保険料率を低く抑える財源に使っていますが、本当に統一されれば基金の使い道は無くなります。

　そこで、国保会計における黒字については国保加入者へ還元することを求めます。寝屋川市の国保運営では6年間の激変緩和期間中に加入者への直接的な黒字の還元も検討されていましたが保険料抑制に基金を使うことで基金が枯渇し実現しませんでした。実際に府内統一保険料となれば黒字が積みあがるだけとなります。いまから還元方法の検討を求めておきます。市の見解をお示しください。

　〇　次に介護保険についてです。

　6月議会でも取り上げましたが、コロナ感染が広がる中で介護事業所の運営は厳しくなっています。コロナ感染による利用控えにはじまり、感染対策へお金も人手も掛かる状況となっています。市内介護事業所の運営実態の調査と運営補助を改めて求めます。現在、市として行っている支援策はありますか。市の見解をお示しください。

　次に介護保険料の減免についてです。国のコロナ減免制度もありますが、昨年実績と今年度の実績を併せてお示しください。また、市独自の介護保険料減免の実績も昨年度と今年度と併せてお示しください。どちらの制度も利用実績が少ないと思いますが、市としてはどのような周知を行っていたのか、また、減免制度の対象者のどれくらいの人数が減免制度を利用していると考えているのか併せてお答えください。

　介護保険は介護認定を受けても利用料を支払わないと利用することはできません。現実にケアプランができた時点で利用料金の話をしていく中で利用を断念せざるを得ない方がおられるそうです。そこで、お聞きします。介護認定を受けているが、介護保険サービスを利用していない方はどれだけいるのか。

　そして、介護保険の利用することで身体の機能を維持している方も大変多くおられる中で、利用をしないことで更に介護度が重くなり最終的に利用せざるをえない状況になってから介護保険を利用すると更に負担が大きくなります。医療もそうですが早期発見、早期治療が一番経済的にも身体にも負担が少なくて済みます。介護保険も介護認定を受けて介護度が低いままで受けていただくことが、一番利用者にとって経済的にも身体的にも楽になりますし、介護保険の運営上も要介護度を低く抑えることができれば介護給付の抑制にもつながります。そこで、介護保険の利用料負担の軽減をすることで、介護認定を受けた方の利用促進を求めますが、市の見解をお示しください。

　すでに寝屋川市は介護認定が要支援となった高齢者には短期集中のプログラムを受けていただいて身体機能の回復を目指しています。これまでの実績と追跡調査の実態をお示しください。

　次に障害者の65歳問題です。障害者総合支援法は介護保険との統合が可能な仕組みになっており、介護保険優先適用条項（障害者総合支援法7条）があります。

　この介護保険優先適用条項により、障害者が65歳以上（介護保険法令で定める特定疾病による障害の場合には40歳以上）になると、介護保険法の適用となり、要介護度ごとに支給限度額（実質的な給付上限）が設定されるため、介護サービスの利用が制約され、また利用者負担も完全な応益負担となり、負担が増大します（いわゆる「65歳問題」の発生）。障害福祉サービスの利用者の高齢化に伴い、「65歳問題」は深刻な問題となり、介護保険優先適用条項の違法性を争う裁判にまで発展しています。

　介護保険と障害者総合支援法では見掛け上は同じようなサービスだったとしても、内容が異なることがあります。例えば、訪問系のサービスで見ると、介護保険の場合、家族が同居している場合の生活援助は時間単位で厳密に区切られるほか、「ヘルパーは日常ゴミを出せるが、粗大ごみの処分は不可」といった形で、サービスの内容が細かく制限されています。

　これに対し、障害者総合支援法で利用するヘルパーのサービス利用内容は異なります。このため、障害者福祉サービスに慣れた障害者が介護保険に移行すると、提供されるサービス内容の違いに応じて、生活が細切れになるリスクがあります。 そこで確認をしますが、寝屋川市において障害者の介護保険の利用についてどのようなルールで運用されているのかお示しください。

　次に特別障害者手当についてです。特別障碍者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されると規定されています。これは、障害者認定を受けていなくとも要介護度の重い方でも対象となりうる制度となっています。しかし、制度の認知度が低く名称も特別障害者手当となっているため、障害者手帳を持っていないからと最初から申請できないと考えている市民の方がおられます。そこで、市として要介護度5程度の状態となった方に対して制度の紹介をしていただきたいと考えますが、市の見解をお示しください。

〇　次に生活保護制度についてです。

新型コロナの影響で生活が苦しくなる市民が残念ながら増えているのではないでしょうか、様々な支援策も実施されていますが、最後のセーフティーネットとしての生活保護制度の役割が大きくなっています。そこでお聞ききします。この間の生活保護申請窓口での相談件数と申請件数、また土日の相談件数についてお示しください。国は生活相談が増えることを見越して、土日の相談体制の強化なども言い始めています。寝屋川市では土日の対応は窓口でなく、当番の職員の電話対応となっています。新型コロナの影響で経済的に苦しくなる方が増えている中で土日祝日についても生活保護相談の窓口の開設を求めます。市の見解をお示しください。

東京では若者のホームレスが増えているとの報道もあります。新型コロナの影響による生活苦に対する施策はいろいろと講じられています。

　緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、再貸付について不承認とされた世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」が支給されます。申請期間は11月末まで延長されました。また、住宅確保給付金事業の申請も9月末まで延長されています。このように多くの事業が行われていますし、期間が延長されたりしていますが、制度の内容などの周知が進んでいるとは思えない状況です。市民が生活に困り生活保護の窓口に相談に来た場合にどのように生活保護制度の説明がなされ、コロナ対策などの他施策の説明が行われているのかお示しください。また、生活保護制度も含めた生活支援策全体の制度を紹介するパンフレットなど市民に分かりやすい周知を求めますが、市の見解をお示しください。

〇　子どもの支援策について

新型コロナの下で進学や通学をあきらめざる得ない状況が広がっています。

　寝屋川市では市独自の大学生への5万円の支援金制度を作り、喜ばれましたが、対象者が残念ながら少ないものでした。市としても進学や通学をあきらめる子どもたちが少しでも出ないように対策をとっていただきたいと思います。そこで質問いたします。かつてあった寝屋川市独自の高校生への月5千円の奨学金の制度の復活はできないのか。また、大阪市などの他の自治体では毎年制度が変わる奨学金制度の紹介パンフレットの作成などが行われています。寝屋川市でもぜひ取り組んでいただきたいと思います。寝屋川市が考えている生徒・学生支援について市の見解をお示しください。

　寝屋川市においては保育所の待機児童がゼロになりそれを継続していることは高く評価しています。今後は、潜在的な保育需要にどのように応えていくのか、更なる検討と努力を求めておきます。市の見解をお示しください。

そしてそんな中、寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会の答申が今年6月に寝屋川市へ提出されました。そして6月議会では寝屋川市就学前教育・保育の調査・研究事業の予算が提案されました。そこでお聞きします。答申を受けて寝屋川市の市立保育所・幼稚園に対する方針はどのように検討されいつごろ公表されるのか。また、今回の答申や研究事業には多くの保護者や保育幼稚園関係者がどのように実施されていくのか、どのように影響があるのか不安になっています。特に名前をあげて幼稚園と保育所を統合しての認定こども園にとされたところでは、また地域の子育て拠点が失われてしまうのではないかなど様々な不安が語られています。答申を受けて寝屋川市の方向性を検討する際に多くの保育・保育所・保護者等の関係者、関係団体等と懇談をもって意見交換を行う必要があると考えますが、市の見解をお示しください。

〇　自衛隊への名簿提供について

　防衛省・自衛隊が自衛官募集のための「適齢者」名簿の提供を自治体に、自衛隊法施行令の第１２０条に基づき要請があります。同条は「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と定めています。これは、防衛大臣の地方自治体への協力要請を根拠づけるものにすぎず、自治体が協力要請に応じる義務を規定するものではありません。また今年、総務省と防衛相連名の要請があったことから、全国の自治体で電子データの形で情報提供をするところが増えているとの報道もあります。

　そこでお聞きします。市民一人一人の大切な個人情報です。市として情報提供を断ることはできるのか。また断った場合に何らかのペナルティはあるのか。寝屋川市はいつからどのような形で情報提供をしているのか。基本的には情報提供をやめるべきと考えますが、せめて、市民一人一人が自らの個人情報の提供にあたって拒否することができる体制づくりが必要と考えます。大阪市などは名簿提供を望まない人は除外申請ができるようになっています。府内自治体でも除外申請を取り入れるところが増えてきています。市として自衛隊への提供名簿からの除外申請の制度を作り市民へ周知することを求めます。市の見解をお示しください。

その他について

〇　市民との懇談について

　市長の市民の意見を聞く姿勢は評価しています。新型コロナの影響でなかなか懇談の機会が減ってきているとは思いますが、市として市民との懇談を積極的に行っていただきたいと思います。

大阪府と全大阪生活と健康を守る会の懇談などは懇談内容が多岐にわたるため、当初から2日間の日程で行われています。寝屋川市が市民団体等と行っている懇談で当初から複数日程を想定されているものはありますか。大阪市では市民団体との懇談は基本的に懇談内容が議事録のように公表がなされています。寝屋川市では懇談の内容等はどのように記録され公表されていますか。市の見解をお示しください。

その時々で市民からの要望意見は変わりますので懇談の時間場所等にもその都度配慮をお願いしたいと思います。またコロナ禍のもとで密を避けた会場設定や人数制限も一定やむをえない場合もありますがオンラインなども活用して柔軟に対応することを求めて、市の見解をお示しください。

以上で私の一般質問は終わります。再質問があるときには自席にて行います。ご清聴ありがとうございました。